

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 地籍調査の成果について認証した件二件 二九
- 道路の区域を変更する件四件 二九
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三〇

- 公告  
○ 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地及びセンターの住所を変更する旨届出があった件 三〇
- 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を変更する旨届出があった件 三〇
- 都市計画を変更する件二件 三三
- 福島県人事委員会  
○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 三三

## 告 示

### 福島県告示第四百四十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、塙町の地域における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和元年七月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
塙町
- 二 成果の名称  
東白川郡塙町大字川上の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第四百四十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、須賀川市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和元年七月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
須賀川市
- 二 成果の名称  
須賀川市江花の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和元年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年七月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町小綱木字 反田一番七地先から 同 郡同 町小綱木字 沢二二番九地先まで	変更前 A 七・六〇 三三・四	変更後 A 七・六〇 三三・四 B 一一・二〇 五八・七	三、三八二・九 三、三八二・九 二、九八四・三

（道路計画課）

### 福島県告示第五百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和元年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年七月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和元年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。令和元年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町小綱木字 境山一〇番六地先から 同 郡同 町山木屋字 川芎山一八番地先まで	変更前 A 七・七〇 二二・八〇	A 七・七〇 二二・八〇 B 一〇・八〇 六四・九〇	一、六二四・五 一、六二四・五 一、六〇〇・〇

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町山木屋字 小塚山一〇番二地先から 同 郡同 町山木屋字 境林山四番一二地先まで	変更前 A 七・三〇 二七・七〇	A 七・三〇 二七・七〇 B 一三・四〇 八六・七〇	五、四一一・二 五、四一一・二 五、二二七・八

(道路計画課)

福島県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和元年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達郡川俣町大綱木字 組板倉山二番地先から 同 郡同 町仁井町八 番一地先まで	変更前 A 八・〇〇 九九・〇〇	A 八・〇〇 九九・〇〇 B 一二・三〇 八六・〇〇	四、五六〇・五 四、五六〇・五 四、四七四・四

(道路計画課)

福島県告示第百五十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年六月二十六日次のとおり指定した。令和元年七月十二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

一般財団法人 郡山市長者一丁目 令和元年七月一日から  
福島毛建サポー トセンター 三番七号 令和六年三月三二日まで

一般財団法人福島宅 及び所在地  
建サポーセンター  
郡山市長者一丁目三番七号(ハトマーク  
会館内)

(出納総務課)

公 告

公告第六十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第三項の規定により、次の障害者就業・生活支援センターから当該指定に係る事務所の所在地及びセンターの住所を変更する旨届出があった。

令和元年七月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

センターの名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人ほっと 福祉記念会	事務所の 所在地	郡山市芳賀三丁 目四番二四号	郡山市小原田二 丁目四番七号	平成二十七年 八月一日
センター の住所		郡山市横塚三丁 目四番二一號	郡山市山根町四 番一二号	平成三〇年 十一月一日

(雇用労政課)

公告第六十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第一項の規定により、次の障害者就業・生活支援センターから当該指定に係る事務所の所在地を変更する旨届出があった。

令和元年七月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

センターの名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人若樹会	事務所の 所在地	会津若松市一箕 町大字鶴賀字下 柳原八八番地の 四	会津若松市神指 町大字北四合字 伊丹堂八六番地 一	平成三二年 四月一日

(雇用労政課)

公告第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、いわき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
- 三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課 福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課、  
いわき市都市計画課及びいわき市の各支所

四 縦覧期間

令和元年七月十二日から同月二十六日まで

五 意見書の提出

いわき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、いわき市内の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、いわき都市計画区域区分を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 都市計画を変更する土地の区域

いわき市のうち平上荒川字後沢、平上荒川字五郎内、平中山字柿ノ目、平中山字柳町、平豊間字榎町、平豊間字番下作、平薄磯字北ノ作、平薄磯字三三反田、薄磯一丁目、平沼ノ内字西原、平沼ノ内字諏訪原、平泉崎字砂田、平泉崎字下百目木、平赤井字畑子沢、明治団地、鹿島町米田字南内、鹿島町米田字沼田、泉玉露六丁目、泉玉露七丁目、渡辺町洞字閑田、渡辺町洞字勝キ田、渡辺町洞字田中島、勿来町四沢洪沼、勿来町四沢五反田、勿来町閑田須賀、勿来町閑田障子川、内郷小島町服部沢、四倉町字東二丁目、四倉町字東三丁目、四倉町上仁井田字岸前、四倉町上仁井田字矢ノ田、四倉町上仁井田字穴狐原、好間町上好間字大堰、好間町上好間字内ノ草、好間町上好間字岩穴、好間町上好間字今宿及び好間工業団地の各一部の区域

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課 福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課、  
いわき市都市計画課及びいわき市の各支所

三 縦覧期間

令和元年七月十二日から同月二十六日まで

四 意見書の提出

いわき都市計画区域区分を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

## 福島県人事委員会

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年七月十二日

福島県人事委員会

委員長 笠 間 善 裕

## 福島県人事委員会規則第三号

## 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事部局の項中「並びに福島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成二十年福島県規則第二十七号）による改正前の福島県行政組織規則第二十二條の表に掲げる総括参事及び参事」を削り、同表教育委員会の項中「並びに福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）による改正前の福島県教育庁組織規則（昭和四十年福島県教育委員会規則第五号）第九條の表に掲げる総括参事及び参事」を削り、同表労働委員会事務局の項中「並びに福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令（平成二十年福島県訓令第十三号）による改正前の福島県労働委員会事務局規程第三條に規定する総括参事及び参事」を削り、同表人事委員会事務局の項中「並びに福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（平成二十年福島県人事委員会規則第十六号）による改正前の福島県人事委員会事務局組織規則第五條第一項の表に掲げる総括参事及び参事」を削り、同表監査委員事務局の項中「並びに福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程（平成二十年福島県監査委員告示第一号）による改正前の福島県監査委員事務局規程第四條第一項に規定する総括参事及び参事」を削り、同表選挙管理委員会事務局の項中「並びに福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（平成二十年福島県選挙管理委員会告示第十四号）による改正前の福島県選挙管理委員会規程第十二條第一項に規定する参事」を削り、同表企業局の項中「並びに福島県企業局組織規程の一部を改正する規程（平成二十年福島県企業局管理規程第三号）による改正前の福島県企業局組織規程第四條第一項の表に掲げる総括参事及び参事」を削り、同表病院局の項中「及び院長並びに福島県病院局組織規程の一部を改正する規程（平成二十年福島県病院局管理規程第三号）による改正前の福島県病院局組織規程別表第二に掲げる総括参事及び参事」を「センター長及び院長」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）